

育児・介護中の働き方

子育てや介護をしながら働く人がどのくらいいるか、ご存じだろうか。厚生労働省の「就業構造基本調査」によると、育児をしている労働者は、2017年で全国881万人、三重県12万5000人。介護をしている労働者は同年、全国346万人、三重県4万6000人となり、いずれも5年前と比べると1～2割増加している。

子育てや介護をしながら働く人は増えているが、介護や看護を理由に離職する労働者も増えている。同省の「雇用動向調査」によると、19年の1年間に「介護・看護」を理由に離職した人は、全国で10万人と、10年前の2・2倍となった。

時間と費用をかけて育成した労働者が、子育てや介護を理由にやむを得ず離職することは、人材流出や人手不足の深刻化など、企業にとって大きな損失となる。

こうした中、育児・介護休業法施行規則等が改正され、21年1月1日からは労使協定を締結することにより、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者を含む全ての労働者が、「子の看護休暇」及び「介護休暇」を時間単位で取得できるようになった。

育児・介護中の労働者の離職を防ぐためには、事業主は労働者が仕事との両立ができるよう、これらの制度面の充実に加え、子の看護休暇・介護休暇を取得しやすい職場環境づくりが求められる。また、個々人の状況に応じた柔軟な働き方を実現させることも重要だ。

厚労省は、仕事と家庭生活の両立ができる職場環境づくりに取り組む企業に対し、「両立支援等助成金」を支給するなど、さまざまな支援を行っている。これらの支援策をうまく活用しながら、育児・介護中でも、仕事と家庭の調和のとれた働き方ができる社会が実現してほしい。

(コンサルティング事業部 調査グループ 研究員 片山 美帆)

毎日新聞「三重～る経済」 2021年4月26日